

沖縄県北部医療組合病院事業の設置等に関する条例施行規則

令和7年9月8日規則第2号

沖縄県北部医療組合病院事業の設置等に関する条例施行規則をここに公布する。

沖縄県北部医療組合病院事業の設置等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県北部医療組合病院事業の設置等に関する条例（令和5年沖縄県北部医療組合条例第15号。以下「条例」という。）の施行に関して、必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第2条 条例第10条の規則で定める申請書は、指定管理者指定申請書（別記様式）によるものとする。

2 条例第10条の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 団体の目的、名称、所在地等を定めた次のいずれかに該当する書類

ア 法人である団体 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

イ 法人でない団体 定款又は寄附行為に相当する書類及び代表者の身分証明書（市区町村長が発行するものに限る。）

(2) 申請に係る業務の実施の方法を記載した書類

(3) 最近の事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録）

(4) 役員の氏名、住所及び履歴を記載した書類

(5) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類

(協定書の締結)

第3条 条例第12条の規則で定める病院の施設の管理に関する協定は、次に掲げる事項を記載して締結するものとする。

(1) 指定期間に関する事項

(2) 事業計画に関する事項

(3) 利用料金に関する事項

(4) 事業報告及び業務報告に関する事項

- (5) 組合が支払うべき管理費用に関する事項
 - (6) 指定管理者が支払うべき納付金に関する事項
 - (7) 指定の取り消し及び管理業務の停止に関する事項
 - (8) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
 - (9) その他管理者が別に定める事項
- (管理者が別に定める額)

第4条 条例第13条第2項において読み替えて適用する沖縄県病院事業の設置等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第35号）別表第3中管理者が別に定める額は、沖縄県病院事業の設置等に関する条例施行規程（平成18年病院事業局管理規程第1号）第7条及び第8条で定める額を基準とする。

- 2 前項の規定において、複数の病院において規定されている事項については、最も金額の高い病院の額を基準とする。
- 3 特別の事情により前2項の規定により難い事項については、管理者と協議の上、決定するものとする。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式（第2条関係）

年　　月　　日

沖縄県北部医療組合管理者 殿

申請者 所在地
団体の名称
代表者の氏名

指定管理者指定申請書

公立沖縄北部医療センターの管理に係る指定管理者の指定を受けたいので、沖縄県北部医療組合病院事業の設置等に関する条例第10条の規定により申請します。

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 団体の目的、名称、所在地等を定めた書類
 - (1) 法人である団体 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 - (2) 法人でない団体 定款又は寄附行為に相当する書類及び代表者の身分証明書（市区町村長が発行するものに限る。）
- 3 申請に係る業務の実施の方法を記載した書類
- 4 最近の事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類（申請日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録）
- 5 役員の氏名、住所及び履歴を記載した書類
- 6 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類